

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

特 別 代 理 人 就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

住所又は居所

氏 名

(印)

私は、 年 月 日開催の特定非営利活動法人〇〇〇〇の社員総会において、特定非営利活動法人〇〇〇〇の特別代理人の候補者に選出されました。今後、埼玉県知事により特別代理人に選任された場合、就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び被代理理事の配偶者又は三親等以内の親族ではないことを誓約します。

(参考)

(役員欠格事由)

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 五 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者